

A 福祉系大学等ルートの見直し

実習等の教育内容、時間数等について、文部科学大臣・厚生労働大臣が基準を設定する。（新しい教育カリキュラムの実施に併せ、平成21年4月1日施行）

B 行政職ルートの見直し

4年以上の行政職経験に加え、新たに6月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。

（新しい教育カリキュラムの実施に併せ、平成21年4月1日施行）

経過措置

公布日から5年間の間に5年以上の行政職経験をもった者は、公布後5年目の年度の国家試験までは、新たな養成課程を経ることなく国家試験を受験することができる。

V 社会福祉士の任用・活用の促進

A 社会福祉主事から社会福祉士へのステップアップ

社会福祉主事養成課程を修了後、2年以上の実務経験を有し6月以上の養成課程を経たものに、新たに社会福祉士国家試験の受験資格を付与する。
(新しい教育カリキュラムの実施に併せ、平成21年4月1日施行)

注 社会福祉主事

都道府県等の福祉事務所において、生活保護等に関する業務に従事する職員

B 身体障害者福祉司等の任用資格の見直し

身体障害者福祉司、**知的障害者福祉司**等の任用資格として、社会福祉士を
位置付ける。(公布日施行)

* 児童福祉司については、既に社会福祉士が任用資格として位置付けられている。

注1 児童福祉司

都道府県等の児童相談所において、児童の福祉に関する相談に応じ、専門的指導等を行う職員

注2 身体障害者福祉司

都道府県の身体障害者更生相談所等において、身体障害者に関する専門的指導等を行う職員

注3 知的障害者福祉司

都道府県の知的障害者更生相談所等において、知的障害者に関する専門的指導等を行う職員

VI 社会保障審議会福祉部会意見書

(平成18年12月)における主な指摘への対応状況

介護福祉士制度の見直し

役割、責務等の見直し

改正法案で定義規定・義務規定を見直し

資格取得方法の見直し

改正法案でそれぞれの資格取得ルートを見直し
* 具体的な施行期日や福祉系高校ルートの経過措置の適用期間については、意見書の趣旨を踏まえ、法案作成段階で決定。併せて、法案作成段階で、准介護福祉士の仕組みを創設。

教育カリキュラム等の見直し

国家試験の在り方を見直し

介護技術講習の見直し

専門家・実践者による作業チームにおいて、
現在、検討中

専門介護福祉士(仮称)の検討

有識者・関係団体による検討の場を早急に
立ち上げて検討予定

介護職員基礎研修の取扱い

介護福祉士の教育カリキュラムの見直しの結果を受け、
介護職員基礎研修の在り方について検討を行い、その
結果を踏まえて検討予定

社会福祉士制度の見直し

役割、責務等の見直し

改正法案で定義規定・義務規定を見直し

資格取得方法の見直し

改正法案でそれぞれの資格取得ルートを見直し
* 具体的な施行期日や経過措置については、意見書の趣旨を踏まえ、法案作成段階で決定。

教育カリキュラム等の見直し

専門家・実践者による作業チームにおいて、
本年3月より検討中

国家試験の在り方を見直し

任用・活用の在り方

改正法案で身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等の任用資格を見直し

介護の担い手の人材確保等

人材確保指針の見直し

社会保障審議会福祉部会において検討

介護保険制度等における
介護福祉士の取扱い

改正法案による介護福祉士制度・社会福祉士制度
の見直しを踏まえ、今後検討予定

施設長、生活指導員等の
任用要件の在り方

[参考] 介護福祉士・社会福祉士制度の現状

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年制定、昭和63年度施行)により創設された名称独占の国家資格

介護福祉士制度の現状

介護福祉士は、介護を支えるマンパワーとして中核的な存在。

[就労する介護職員のうち介護福祉士の割合]

・介護保険の施設サービス:約4割 ・介護保険の在宅サービス:約2割

[これまでの資格取得者数の累計] 約54.8万人

社会福祉士制度の現状

社会福祉士は、福祉に関する相談援助を行うこと等を業とする者。

[社会福祉士の就労先]

社会福祉施設等、社会福祉協議会等、医療機関、行政機関 等

→ しかし、社会福祉士の任用・活用の状況は低調

[これまでの資格取得者数の累計] 約8.3万人

【参考】参・厚労委における介護保険法等の一部改正法案に対する附帯決議(平成17年6月)

「介護需要が増大する中で、介護労働の魅力を高め、優秀な人材を介護の職場に確保していくため、介護労働者の雇用管理や労働条件の改善、研修体系や資格の在り方の見直しに取り組むこと」